



手続きの変更と注意点 確定申告をスムーズに

令和6年分 確定申告

今年のポイントはココ!



確定申告は、個人の納税者にとって一年で最も重要な税務手続きです。適切な申告を行うことで、税務上のリスクを回避し、法令に基づく適正な控除や還付を受けることが可能となります。令和6年分の確定申告では、いくつかの改正がありますので、これらの変更点を理解しておきましょう。

また、マイナポータル連携の強化により、申告書作成の利便性も向上しています。

1 令和6年分確定申告の変更点

① 令和6年分特別税額控除（定額減税）新設

合計所得金額が1,805万円以下である居住者の方が適用を受けられる特別税額控除(定額減税)です。令和6年分に限って、納税者本人30,000円、同一生計配偶者または扶養親族1人につき30,000円の控除が受けられます。

(1) 第一表 ④④「令和6年分特別税額控除」欄 新設

特別税額控除(定額減税)の額の合計額を記入します。

令和6年分
特別税額控除
(3万円×人数) 人 数 (44) 〇〇〇〇

(2) 第二表 ②〇～②三、③四、③九、④四「配偶者や親族に関する事項」欄 新設

定額減税の対象となる同一生計配偶者や扶養親族については、「その他」欄に「2」を記載します。

② 所得金額調整控除の記載欄 新設

所得金額調整控除の金額がある場合で、かつ、配偶者が他の納税者の扶養親族とされていて、配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者であるときは、第二表②〇～②③、③④、③⑨、④④「配偶者や親族に関する事項」欄の「その他」欄に「1」を記入します。

③ 住宅ローン控除の拡充（子育て世代）新設

特例対象個人に該当する場合は、住宅ローン減税の要件が緩和されました。

特例対象個人とは、令和6年12月31日の現況において、次のいずれかに該当する人です。

- 年齢が40歳未満であって配偶者を有する方
 - 年齢が40歳以上であって年齢が40歳未満の配偶者を有する方
 - 年齢が19歳未満の扶養親族を有する方

特例対象個人に該当する場合は、第二表②〇～②③、③④、
③⑨、④④「配偶者や親族に関する事項」欄の「住宅」欄に〇
を付けます。他の納税者の配偶者控除または扶養控除
の対象者とされているときを含みます。

○ 配偶者や親族に関する事項 (25)~(29),(34),(39),(44)	氏名	個人番号	結構	生年月日	障害者	国外居住	住宅	民税	その他
	配偶者		明 大		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖平 卓		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖 大		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖平一也		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖 幸		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖 幸		障 留宿	国外	年齢	別居	
			明 大		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖平一也		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖 幸		障 留宿	国外	年齢	別居	
			祖 幸		障 留宿	国外	年齢	別居	

2 マイナポータルとの連携強化

マイナポータル連携がパワーアップ!!

マイナポータル連携とは、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。令和6年分確定申告では、連携対象が拡充し、更に便利になっています。

マイナンバーカードがあれば、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で機能を利用することができます。

【連携対象の控除証明書等】

- 小規模企業共済等掛金控除証明書（基金等）
- 国民年金基金掛金の控除証明書（基金等）
- 生命保険料控除証明書（保険会社）
- 地震保険料控除証明書（保険会社）
- 株式の特定口座年間取引報告書（金融機関）←オススメ
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関）
- 寄付金控除に関する証明書（特定事業者等）←オススメ
- 寄付金受領証明書（特定事業者等）
- 公的年金等の源泉徴収票（日本年金機構）
- 国民年金保険料の控除証明書（日本年金機構）
- 医療費知情報（厚生労働省）※取得期間に注意が必要。
- 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書（国税庁）
- 給与所得の源泉徴収票情報（国税庁）※R6.2～

3 申告書の收受日付印の廃止

令和7年1月から收受日付印の押なつが廃止されました。これまで、確定申告書を書面で提出した場合、申告書の控えに收受日付印を押印して返却してもらうことができましたが、今年から廃止されています。

当面は、希望者に対し、日付や税務署名などが記載されたリーフレットが交付されますが、書面の提出に関しては、納税者の責任において管理することが求められます。

その点、e-Taxで提出を行えば、提出年月日や提出先が明らかとなりますので、利用をおすすめします。

4 確定申告期間の変更

所得税、贈与税の申告・納付期限は、令和7年3月17日(月)です。

個人事業者の消費税の申告・納付期限は、令和7年3月31日(月)です。

確定申告の時期は、毎年「2月16日～3月15日」ですが、今年は休祝日に当たりますので、その翌日が申告・納付期限となります。

5 相続時精算課税制度を選択した際の手続き方法の変更

税制改正により、相続時精算課税制度を選択した際の手続方法が変更されています。

令和6年に初めて相続時精算課税制度を選択した場合

受贈者は、令和7年3月17日までに「相続時精算課税選択届出書」と「添付書類（※）」を所轄の税務署に提出します。
※戸籍謄本など

贈与により取得した財産の価額が110万円を超える場合

受贈者は、令和7年3月17日までに「贈与税の申告書」を所轄の税務署に提出し、納税を行います。令和6年に初めて相続時精算課税制度を選択した場合は、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出します。



相続時精算課税に係る基礎控除の創設

令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産については、暦年課税の基礎控除とは別に、基礎控除110万円が控除される制度が創設されています。そのため、贈与により取得した財産の価額が年間110万円以下の場合は、贈与税の申告書を提出しなくても良いことになりました。

※ただし、適用の初年度は「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要です。